

平成31年度 徳島県地方創生推進員募集要項

1 職務内容・勤務場所

県庁・県民局等において、移住や観光情報の発信、新規就農の支援等に関する業務を担って頂きます。業務一覧から、希望する業務にご応募ください。

一部業務は「徳島県版地域おこし協力隊」として募集します。

※職務内容・勤務場所については、業務一覧をご覧ください。

2 身分及び任用期間

(1) 身分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職

(2) 任用期間

任用時から平成32年3月31日まで

（※期間を更新する場合がありますが、最大でも5会計年度までとなります。）

3 採用予定人数

20名（うち6名は「外国人地域おこし協力隊」として別枠で募集予定）

4 応募資格

次の各号のすべてに該当すること

※「地域おこし協力隊」については、別途総務省が定める地域要件を満たす必要があります。

(1) 現在県外在住の方で、徳島県への移住*・定住を希望しており、採用決定後、一ヶ月以内に徳島県内に住民票を異動できる方

（*転勤や進学等に伴う一時的な転入は除きます。）

(2) 地方創生の推進に理解と意欲があり、誠実に職務を遂行できる方

(3) 過去4年を超えて、徳島県非常勤特別職に任用されていないこと

(4) 各業務に必要な資格・経験を有していること

5 勤務条件等

標準的な勤務条件は次のとおりですが、業務により異なる場合があります。

※詳細は、業務一覧をご覧ください。

(1) 勤務日数 月20日以内

(2) 勤務時間 週28時間45分以内（1日5時間45分以内）

(3) 休日 原則として土曜日、日曜日、祝日

年末年始（12月29日から翌1月3日まで）

(4) 休暇 年次有給休暇制度あり

(5) 報酬等 日額7,000円程度

諸手当 なし 賞与 なし

(6) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険は各法令の定めにより加入していただきます。

6 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課移住交流担当まで**メール**でお送りください。お送り頂く際、メールの件名を「【応募】地方創生推進員」としてください。

【送付先:chihouseiseisuishinka@pref.tokushima.jp】

※定員（14名）に達した場合は、受付終了となります。

7 選考方法

- (1) 応募用紙により、移住の意思や応募資格を確認します。
- (2) 個別面接等により、業務への適性等を確認します。
面接日時及び会場については、応募者に個別に連絡します。
(面接は、原則として徳島県内で実施します。)

8 その他

応募者に係る個人情報については適切に管理し、本件及び本人の定住支援に関する用務以外には一切利用しません。

9 問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課移住交流担当

電話：088-621-2089 FAX：088-621-2829

